

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 31 年 1 月 22 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	7件
厚生年金保険関係	7件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	1件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800500号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800094号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成19年6月25日は58万4,000円及び平成20年12月5日は33万5,000円とすることが必要である。

平成19年6月25日及び平成20年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年6月25日
② 平成20年12月5日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とされない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が、請求期間①において標準賞与額58万4,000円、請求期間②において標準賞与額33万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成19年*月*日から平成20年*月*日までの期間及び平成20年*月*日から平成21年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は58万4,000円及び請求期間②は33万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800501号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800095号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年12月3日は76万8,000円、平成23年6月24日は2万円、平成26年12月5日は79万2,000円及び平成27年6月25日は1万5,000円とすることが必要である。

平成22年12月3日、平成23年6月24日、平成26年12月5日及び平成27年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月3日
② 平成23年6月24日
③ 平成26年12月5日
④ 平成27年6月25日

請求期間①から④までの各期間にA社から賞与が支給されたが、当該各期間の賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該各期間の賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が、請求期間①において標準賞与額76万8,000円、請求期間②において標準賞与額2万円、請求期間③において標準賞与額79万2,000円及び請求期間④において標準賞与額1万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成24年*月*日までの期間及び平成26年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は76万8,000円、請求期間②は2万円、請求期間③は79万2,000円及び請求期間④は1万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800502号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800096号

第1 結論

請求者のA社における平成21年6月25日の標準賞与額に係る記録を31万8,000円とすることが必要である。

平成21年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年6月25日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間において標準賞与額31万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成21年*月*日から同年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、31万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800503号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800097号

第1 結論

請求者のA社における平成26年12月5日の標準賞与額に係る記録を56万5,000円とすることが必要である。

平成26年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年12月5日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間において標準賞与額56万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成26年*月*日から平成28年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、56万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800504号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800098号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年6月24日は60万9,000円、平成26年6月25日は57万6,000円及び同年12月5日は7万2,000円とすることが必要である。

平成23年6月24日、平成26年6月25日及び同年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年6月24日
② 平成26年6月25日
③ 平成26年12月5日

請求期間①、②及び③にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間①において標準賞与額60万9,000円、請求期間②において標準賞与額57万6,000円及び請求期間③において標準賞与額7万2,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成24年*月*日までの期間及び平成26年*月*日から平成27年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①、②及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は60万9,000円、請求期間②は57万6,000円及び請求期間③は7万2,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800505号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800099号

第1 結論

請求者のA社における平成23年12月5日の標準賞与額に係る記録を55万5,000円とすることが必要である。

平成23年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月5日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間において標準賞与額55万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成24年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、55万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800506号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800100号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成21年6月25日は13万2,000円及び平成24年12月5日は35万5,000円とすることが必要である。

平成21年6月25日及び平成24年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年6月25日
② 平成24年12月5日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間①において標準賞与額13万2,000円、請求期間②において標準賞与額35万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成21年*月*日から同年*月*日までの期間及び平成24年*月*日から平成25年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は13万2,000円及び請求期間②は35万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800352号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800040号

第1 結論

昭和53年*月から昭和59年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年*月から昭和59年12月まで

私が20歳になった昭和53年*月頃に、当時居住していたA県B市C区を管轄する社会保険事務所(当時)において、生前父が私の国民年金の加入手続を行い、加入後、請求期間の国民年金保険料を納付してくれたことについて、私の妻が父から聞いていた。

妻は、父から聞いた請求期間の国民年金保険料の納付方法を忘れており、私は、父から当該期間の国民年金保険料の納付等について聞いておらず、年金手帳及び領収証書を受け取った記憶もないが、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の父が昭和53年*月頃にB市C区を管轄する社会保険事務所において、請求者の国民年金の加入手続を行ってくれた旨主張しているが、請求期間当時、国民年金の加入手続は、住所地の市町村長を経由して都道府県知事に提出することとされており、請求者の主張と符合しない。

また、国民年金保険料を納付するためには、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるところ、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方で氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により、請求期間の国民年金保険料が納付可能な昭和53年*月から昭和62年4月までの間に、B市C区で払い出された国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付を担ったとされる請求者の父は既に亡くなっていることから、請求期間の国民年金保険料の納付状況について、具体的な陳述を得られない。

このほか、請求者の父が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800426号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800041号

第1 結論

平成5年*月から平成12年5月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年*月から平成12年5月まで

私が20歳になった頃、免除申請について記述された国民年金の加入通知が自宅に届き、当該通知書を携え、A県B市役所の国民年金窓口に向いた。窓口において経済的な事情から国民年金保険料の納付が困難である旨の説明を行った際、同市役所の職員が丁寧に対応してくれた。

請求期間当時は国民年金保険料を納付できる状況ではなく、国民年金保険料の免除申請手続をどのように行ったのか覚えていないが、請求期間に係る免除申請を行ったと思うので、調査の上、請求期間を保険料免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金保険料の免除申請手続をどのように行ったのか覚えていないが、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったと思う旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料の免除申請を行うためには、国民年金の加入手続が必要であり、初めて国民年金加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号又は基礎年金番号(以下「記号番号等」という。)が払い出されるところ、オンライン記録において、請求者は、基礎年金番号が平成12年2月10日に付番され、20歳到達時である平成5年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるが、基礎年金番号が付番された平成12年2月10日までは国民年金に未加入であり、請求期間のうち平成5年*月から平成11年12月までの期間については、制度上、国民年金保険料の免除申請を行うことはできない。

また、請求者に対する別の記号番号等の払出しの有無について、日本年金機構は平成12年2月10日に請求者に対し付番された基礎年金番号以外の別の記号番号等が請求者に払い出された形跡が見当たらない旨の回答をしており、請求者に対する別の記号番号等の払出しは確認できない。

さらに、請求者は、国民年金保険料の納付について相談するため、B市役所に赴いたのは20歳になった頃の1回のみである旨陳述しているところ、請求期間の国民年金保険料が免除されるためには、年度ごとに免除申請を行うことが必要である上、免除申請が行われた場合、各年度について、当該申請に対する承認又は却下の決定が行われ、国民年金保険料免除申請承認通知書又は却下通知書が送付されることになるが、請求者及び請求者の母はこれまでに当該通知書を受け取った記憶はない旨陳述しており、請求期間当時の国民年金保険料の免除に係る取扱いと符合しない。

加えて、請求期間は7年1か月と長期間であり、これほどの期間にわたってB市及び社会保

険事務所（当時）が事務過誤を繰り返したとは考え難い。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800408号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800102号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年10月7日から同年11月20日まで

私は、A社の正社員として、平成6年10月7日から就業場所のBで働き始めた。

しかし、業務内容が自分に合わなかったため、A社にすぐに辞めたいと申し出たところ、同社の社長から給与の締め日である平成6年11月20日まで勤務するよう求められ、同日まで勤務を継続したにもかかわらず、請求期間における厚生年金保険の加入記録がないので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として、認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「人事マスター平成6年」を見ると、請求者が、請求期間のうち平成6年10月7日から同年11月4日までの期間において、同社にアルバイトとして在籍していた旨が記載されている。

一方、A社は、正社員の所定労働日数のうち、4分の3未満の勤務日数の者をアルバイトとして雇用しており、当社が作成している「社保加入者名簿」にも請求者の記録がないことから、当社は、請求者に係る厚生年金保険の届出を行っておらず、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

また、A社及び同社の事務担当者は、請求者は平成6年10月7日に入社し、同年11月4日付けで退職しており、請求期間のうち同年11月5日から同年11月20日までの期間については当社に在籍していない上、「人事マスター平成6年」以外に請求者に係る資料は保管しておらず、請求者の勤務実態は不明である旨回答及び陳述している。

さらに、オンライン記録において、A社における厚生年金保険被保険者記録がある複数の元従業員に照会したが、請求者の勤務実態等に係る具体的な回答を得られず、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、元従業員に確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800427号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800101号

第1 結論

本件訂正請求を却下する。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年11月1日から平成28年9月1日まで

私の給与支給額は、平成27年8月の転勤に伴って減額となり、これ以降毎月の実際の給与支給額を標準報酬月額等級表に当てはめると、従来標準報酬月額44万円から41万円に減額となる。

しかし、請求期間の標準報酬月額については、会社から、2等級以上の変動に当たらず、制度上、随時改定の要件を満たさないという説明を受けた。

私の請求期間に係る標準報酬月額は、実際給与支給額と乖離しており、その結果、実際給与支給額よりも高い額の44万円が日本年金機構から共済組合に通知されたため、実際給与支給額に見合う額の41万円が通知された場合よりも共済年金の受給額が少なくなっている。

共済年金に係る在職老齢年金の支給額を算出するに当たって、標準報酬月額ではなく、毎月の実際給与支給額を基に共済組合に通知してほしい。

なお、厚生年金保険を掛ける立場においては、標準報酬月額を用いる現行の取扱いを変更する必要はない。

第3 判断の理由

厚生年金保険法(以下「法」という。)は、法第28条の原簿(以下「厚生年金保険原簿」という。)に記録された自己に係る特定厚生年金保険原簿記録(被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。)が事実でない、又は厚生年金保険原簿に自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができる(法第28条の2第1項)。

特定厚生年金保険原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、「被保険者の種別及び基金の加入員であるか否かの区別、賞与の支払年月日、保険給付に関する事項、離婚時みなし被保険者期間並びに離婚時みなし被保険者期間に係る標準報酬月額、標準賞与額及び保険給付に関する事項、被扶養配偶者みなし被保険者期間並びに被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る標準報酬月額、標準賞与額及び保険給付に関する事項」と規定されている(厚生年金保険法施行規則第11条の2)。

請求者は、本件訂正請求において、老齢厚生年金(退職共済年金)に係る在職老齢年金の支給調整に当たり、毎月の実際給与支給額を基にすることを求めているが、法で規定されている老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である場合における年金の支給停止額の算出方法は、特定厚生年金保険原簿記録として厚生労働省令で定める事項に含まれておらず、請求者は訂正請求をすることができない事項について訂正を求めている。

よって、本件訂正請求は法第28条の2第1項に規定する請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であり、却下することが妥当である。